

令和6年度 特定教育・保育施設等実地指導結果

加古川市は、令和6年度に市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業56施設の実地指導を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指導事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

実施対象施設数	文書指導	(文書指導内訳)	口頭指導	(口頭指導内訳)
特定教育・保育施設 32 施設	13 施設	確認基準 5 件	8 施設	確認基準 1 件
特定地域型保育事業 24 施設	20 件	給付関係 6 件 その他 9 件	8 件	給付関係 6 件 その他 1 件

※文書指導・・・法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指導事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指導・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

実地指導実施期間

令和6年6月3日～令和6年10月11日

令和6年度の重点事項

- (1)職員体制について
- (2)会計について
- (3)乳幼児突然死症候群について
- (4)児童虐待について

主な指導事項

■職員体制について

- ・園児の保育に直接従事する職員の数は常時2名を下ってはならないが、直接保育に従事しない職員（園長）が保育に従事する職員としてシフトに配置されていた。

■会計について

- ・指導事項なし。

■乳幼児突然死症候群について

- ・午前睡をしていた園児の観察・記録が不十分であった。

■児童虐待について

- ・指導事項なし。

■確認基準について

- ・利用の申込みを行った保護者と利用契約を締結していなかった。また、重要事項説明書に関する同意に関して、同意があったことを示すものが見当たらなかった。

※利用契約は認定こども園、特定地域型保育事業のみ。

- ・運営規程について、主食費や副食費などの実費徴収額を変更しているにも関わらず、市に変更届を提出していなかった。

- ・重要事項説明書について、警報発令時は一律で保護者に自宅待機を求める記載が見受けられた（ただし、家庭保育の協力依頼を行うことは可能）。

■給付費・職員配置について

- ・法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合、支給認定保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならないが、通知していなかった。

※認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ。

■その他

- ・避難及び消火訓練は毎月1回以上実施しなければならないが、消火訓練を毎月実施した記録がなかった。
- ・3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別計画を作成しなければならないが、作成していなかった。